

令和4年度集団指導

いすみ市健康高齢者支援課
介護保険班

令和3年度介護報酬改定にお
ける改定事項について

全施設・サービス事業所共通編

全サービス共通改定事項①

- ①感染症対策の強化
- ②業務継続に向けた取組の強化
- ③CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ④人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑤ハラスメント対策の強化
- ⑥会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑦利用者への説明・同意等に係る見直し
- ⑧員数の記載や変更届出の明確化
- ⑨記録の保存等に係る見直し
- ⑩運営規程等の掲示に係る見直し
- ⑪高齢者虐待防止の推進

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

①感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

(R6.3.31まで経過措置)

施設系サービス

現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

施設系以外のサービス

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

②業務継続に向けた取組の強化

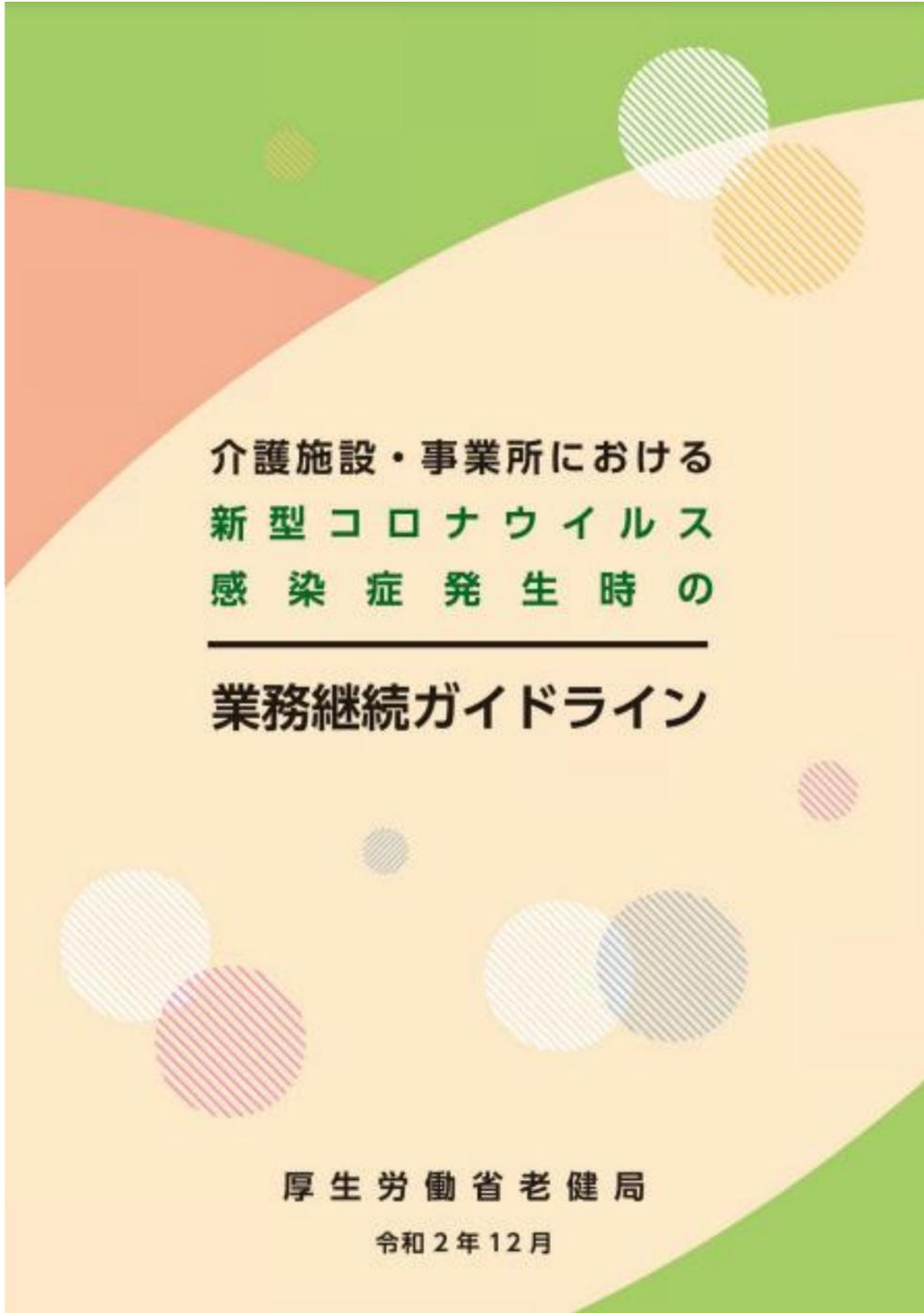
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。**
（R6.3.31まで経過措置）

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

参考



自然災害発生時の業務継続ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>



新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>

出典：厚生労働省ホームページ
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

③CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。
居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

④人員配置基準における両立支援への配慮

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ・人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
- ・この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑤ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。
 運営基準において、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定。

【基準】 ※訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

出典：厚生労働省ホームページ
 令和3年度介護報酬改定における改定事項について

介護現場におけるハラスメント対策（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

介護現場におけるハラスメント対策マニュアルや研修の手引き等が掲載されています。

2020年（令和2年）6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業者の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。
※否定的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業者は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

- ◆ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ① 職場におけるパワーハラスメントの内容・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
 - ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ① 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ② 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
 - ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（※1）
 - ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（※1）
 - ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（※2）（※1）事実確認ができた場合（※2）事実確認ができなかった場合も同様
- ◆ そのほか併せて講ずべき措置
 - ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（※3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること（※3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を含む

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業者は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

○ ポータルサイト「あかろい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信してあります。社内の体制整備に是非ご活用ください。

○ ホームページから事業者・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

お問い合わせ先 都道府県労働局 雇用環境・均等部（空）
 受付時間 9時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、積極的な対応をお願いします！

※【★】の事項については、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一体的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】
 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業者が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。

・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業者の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組
 （メンタルヘルスマッチングへの相談対応、行為者に対して1人では対応できない等）
- 被害防止のための取組
 （マニュアル作成や研修の実施等、筆種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました※！

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。）

- ① 事業者及び労働者の責務を法律上明記
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応
※セクシュアルハラスメントのみ

⑥ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、**利用者等の同意を得た上で**、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(※) 利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑦ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

・書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

・利用者等の署名・押印について、**求めないことが可能**であること及び**その場合の代替手段を明示**するとともに、様式例から押印欄を削除する。

利用者と事業所の間でトラブルにならないよう十分にご注意ください。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑧ 員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑨ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑩ 運営規程等の掲示に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

⑪ 高齢者虐待防止の推進

○全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

(R6.3.31まで経過措置)

○運営基準に以下を規定

- ・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

②虐待の防止のための指針を整備すること

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

出典：厚生労働省ホームページ
令和3年度介護報酬改定における改定事項について

- ・ 指定更新
- ・ 加算に関する届出
- ・ 加算に関する届出
- ・ 変更届出・再開、休止
廃届出 について

指定更新に係る届出

- ・介護保険法により事業所の指定は、6年ごとに更新が必要です。
- ・様式はいすみ市のホームページからダウンロードできます。
いすみ市〈くらし・行政〉医療・健康・福祉〉高齢者福祉〉介護保険〉事業所提出様式（新規指定・更新・変更等）
- ・指定有効期間満了日の2ヶ月前までに提出してください。
- ・申請書類は、窓口での提出または郵送での提出をお願いいたします。
- ・申請内容について照会する場合があります。必ず事業所控えを作成して下さい。
- ・現在休止中の事業所において更新手続きを行わない場合は、「廃止届」を提出してください。

加算に関する届出

- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目（「施設等の区分」、「人員配置区分」、「その他該当する体制等」）に変更が生じる場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

- ・算定される単位数が増える場合の提出期限

サービス種類	算定の開始時期
居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	・毎月15日以前に提出→翌月から ・16日以降に提出→翌々月から (訪問看護の緊急時訪問看護加算に限り、届出を受理した日から)
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設	届出が受理された月の翌月から (届出を受理した日が月の初日である)

変更届出書

居宅介護支援事業所

地域密着型サービス事業所

様式第6号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

指定居宅介護支援事業所変更届出書

変更届出書

年 月 日

年 月 日

いすみ市長 様 (所在地)
申請者 (名称)
(代表者氏名)

いすみ市長 様 (所在地)
申請者 (名称)
(代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号	
指定内容を変更した事業所等	名称
	所在地
サービスの種類	指定居宅介護支援事業所
変更年月日	年 月 日
変更があった事項(該当に○)	変更の内容
事業所の名称	(変更前)
事業所の所在地	
申請者の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	(変更後)
事業所の平面図	
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
運営規程	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

備考 「(別添)変更届への標準添付書類一覧」を確認し、必要書類を添付してください。

介護保険事業所番号	
指定内容を変更した事業所等	名称
	所在地
サービスの種類	
変更年月日	年 月 日
変更があった事項(該当に○)	変更の内容
事業所(施設)の名称	(変更前)
事業所(施設)の所在地	
申請者の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)
運営規程	
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制	
本体施設、本体施設との移動経路等	
併設施設の状況等	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
その他事項	

備考 「変更届への標準添付書類一覧」を確認し、必要書類を添付してください。

いすみ市〈くらし・行政〉医療・健康・福祉〉高齢者福祉〉介護保険〉事業所提出様式(新規指定・更新・変更等)

・厚生労働省令で定める事項(右の変更届出書に記載されている事項)が変更になった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。

・「変更届出書」に必要書類を添付のうえ提出してください。

・変更届出書の様式及び添付書類一覧は、いすみ市ホームページに掲載してあります。

・加算届については、厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 参照ください。

廃止・休止届出書

居宅介護支援事業所

地域密着型サービス事業所

様式第7号(第3条関係)

様式第6号(第3条関係)

指定居宅介護支援事業所廃止(休止・再開)届出書

廃止(休止)届出書

年 月 日

年 月 日

いすみ市長 様

いすみ市長 様 (所在地)

申請者 所在地
名称
代表者氏名

申請者 (名称)
(代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止・再開)したので、届け出ます。

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号
廃止(休止・再開)する事業所	名称
	所在地
廃止(休止・再開)の別	廃止・休止・再開
廃止(休止・再開)の年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に居宅介護支援を受けていた者に対する措置(廃止又は休止の場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

	介護保険事業所番号
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止・休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

いすみ市〈くらし・行政〉医療・健康・福祉〉高齢者福祉〉介護保険〉事業所提出様式(新規指定・更新・変更等)

- ・廃止・休止届は、廃止または休止しようとする日の**1月前までに提出**して下さい。
- ・**利用者の移管先一覧(任意様式)**を添付して下さい。
- ・廃止・休止届出書は、ホームページに掲載してあります。

再開届出書

居宅介護支援事業所

地域密着型サービス事業所

様式第7号(第3条関係)

様式第5号(第3条関係)

指定居宅介護支援事業所廃止(休止・再開)届出書

再開届出書

年 月 日

年 月 日

いすみ市長 様

いすみ市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

(所在地)

申請者 (名称)

(代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止・再開)したので、届け出ます。

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号	名称	所在地
廃止(休止・再開)する事業所	名称	所在地
廃止(休止・再開)の別	廃止・休止・再開	
廃止(休止・再開)の年月日	年 月 日	
廃止(休止)の理由		
現に居宅介護支援を受けていた者に対する措置(廃止又は休止の場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

介護保険事業所番号	名称	所在地
再開した事業所	名称	所在地
サービスの種類		
再開した年月日	年 月 日	

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

いすみ市)くらし・行政)医療・健康・福祉)高齢者福祉)介護保険)事業所提出様式(新規指定・更新・変更等)

- ・再開届は、再開後10日以内に提出してください。
- ・当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- ・再開届出書は、ホームページに掲載してあります。

いすみ市ホームページ



いすみ市ホームページ

閲覧支援

Language



> 総合トップへ > 暮らしトップへ

Google 提供



検索ナビ



暮らし・手続き



子育て・教育



医療・健康・福祉



文化・スポーツ



市政情報

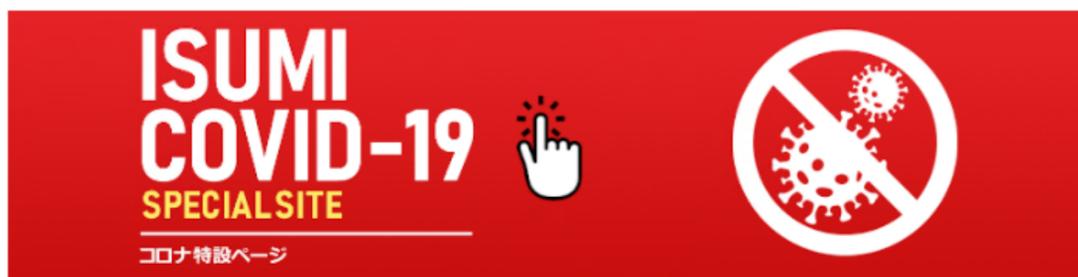


しごと・産業

現在の位置 ホーム > 医療・健康・福祉

医療・健康・福祉

いいね! シェアする ツイート



国民健康保険

健康支援

予防接種

高齢者福祉

障がい者福祉

国民年金

行政情報

> 暮らし・手続き

> 子育て・教育

> 医療・健康・福祉

> 文化・スポーツ

> 市政情報

> しごと・産業

> 目的別で探す

> いすみ市について

閲覧支援

Language



> 総合トップへ > 暮らしトップへ

Google 提供



検索ナビ



暮らし・手続き



子育て・教育



医療・健康・福祉



文化・スポーツ



市政情報



しごと・産業

現在の位置 ホーム > 医療・健康・福祉 > 高齢者福祉

高齢者福祉

申請書ダウンロード

介護保険

新型コロナウイルス感染症

後期高齢者のかたの短期人間ドックの補助について

後期高齢者医療制度

熱中症を防ぐために

認知症サポーター養成講座

高齢者の見守りについて

高齢者支援事業

高齢者見守りネットワーク事業

高齢者見守り活動事業

医療・健康・福祉

> 国民健康保険

> 健康支援

> 予防接種

> 高齢者福祉

> 障がい者福祉

> 国民年金

目的別で探す

いすみ市ホームページ

閲覧支援

Language



> 総合トップへ > くらしトップへ

Google 提供



検索ナビ



くらし・手続き



子育て・教育



医療・健康・福祉



文化・スポーツ



市政情報



しごと・産業

現在の位置 ホーム > 医療・健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険

介護保険

介護保険とは

介護職員初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修の受講費用の一部補助について

ご不幸に伴う介護保険の手続き

介護保険転出・転入時の手続きについて

申請書ダウンロード

事業所へのご案内

事業所提出様式（新規指定・更新・変更等）

高齢者福祉

> 申請書ダウンロード

> 介護保険

> 新型コロナウイルス感染症

> 後期高齢者のかたの短期人間ドックの補助について

> 後期高齢者医療制度

> 熱中症を防ぐために

> 認知症サポーター養成講座

> 高齢者の見守りについて

A : 申請関連



くらし・手続き



子育て・教育



医療・健康・福祉



文化・スポーツ



市政情報



しごと・産業

現在の位置 ホーム > 医療・健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業所提出様式（新規指定・更新・変更等）

事業所提出様式（新規指定・更新・変更等）

いいね! シェアする ツイート

居宅介護支援事業所の指定等に関する資料（指定・更新・変更等）

（介護予防）地域密着型サービス事業所の指定等に関する資料（指定・更新・変更等）

この記事に関するお問い合わせ先

健康高齢者支援課 介護保険班
〒298-8501
千葉県いすみ市大原7400-1
電話番号：0470-62-1118
ファックス：0470-63-1252

[メールフォームによるお問い合わせ](#)

高齢者福祉

> 申請書ダウンロード

> 介護保険

> 新型コロナウイルス感染症

> 後期高齢者のかたの短期人間ドックの補助について

> 後期高齢者医療制度

> 熱中症を防ぐために

> 認知症サポーター養成講座

> 高齢者の見守りについて

いすみ市ホームページ

閲覧支援

Language

> [総合トップへ](#) > [暮らしトップへ](#)

Google 提供



検索ナビ

B : その他届出関連



暮らし・手続き



子育て・教育



医療・健康・福祉



文化・スポーツ



市政情報



しごと・産業

現在の位置 [ホーム](#) > [医療・健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [介護保険](#) > [事業所へのご案内](#)

事業所へのご案内

[いいね!](#) [シェアする](#) [ツイート](#)

[介護職員等ベースアップ等支援加算について](#)

[特定事業所集中減算について](#)

[業務管理体制の届出について](#)

[令和3年度介護保険サービス事業所等集団指導について](#)

[介護保険事業者における事故報告書の提出について](#)

高齢者福祉

> [申請書ダウンロード](#)

> [介護保険](#)

> [新型コロナウイルス感染症](#)

> [後期高齢者のかたの短期人間ドックの補助について](#)

> [後期高齢者医療制度](#)

> [熱中症を防ぐために](#)

> [認知症サポーター養成講座](#)

> [高齢者の見守りについて](#)

